

令和 2 年三重県議会定例会
外国人労働者支援調査特別委員会

委員長報告
(案)

令和 2 年●月

外国人労働者支援調査特別委員会における調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

【 I 委員会の取組経過】

(委員会の設置)

昨年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことなどに伴い、外国人労働者のさらなる増加が予想される中、三重で暮らす外国人労働者が安心して働き、生活するためにどのような支援が必要か調査することを目的に、同年5月、本委員会が設置されました。

(調査概要)

今、三重県は少子化、高齢化等により県内の生産年齢人口が減少しています。そうした中で、外国人労働者数は三重労働局の調査によると、令和元年10月末現在で30,316人と、4年連続で過去最高人数を更新しており、地域の産業やコミュニティの重要な担い手として必要不可欠な存在となりつつあります。

特に本県においては、総務省の調査によると、県内総人口に占める外国人住民の割合が平成31年1月1日現在2.78%で全国第4位と高く、また、在留活動・期間に制限のない「永住者」が多いなどの特性があることから、行政として外国人労働者の就労環境や生活環境の改善を支援していくことは、暮らしの保障だけでなく、地域の産業やコミュニティを守ることにもつながります。

そこで、本委員会では、「日本語教育の支援」「企業等の関わり」「三重県多文化共生総合相談ワンストップセンターの在り方」の3つを重点調査項目に位置付け、これまで〇〇回にわたり委員会を開催し、県当局からの聴き取り調査、県内外の関係機関・支援団体等からの参考人招致や先進自治体等の調査、委員間討議といった方法により、検討を重ねてきました。

以下、これまでの本委員会における調査結果をふまえ、県当局に対し、委員会としての意見を申し述べます。

【Ⅱ 委員会の意見】

（日本語教育の支援）

最初に、日本語教育の支援についてであります。

外国人労働者にとって、最も大きな課題となるのが日本語の習得です。

外国人等への日本語教育については、「日本語教育の推進に関する法律」において、国、地方公共団体、事業主の責務が定められています。事業主として彼らを受け入れる企業等において、日本語の学習機会の確保や支援が行われるのはもちろんのことですが、市町は基礎自治体として、県は広域の自治体として、役割を分担し、日本語教育の支援を行っていく必要があります。

県内の現状をみると、生活者としての日本語習得を目的とした地域の日本語教室は、その多くをボランティア等が担っています。一方で、日本語能力試験等の勉強を希望する技能実習生も増加しており、地域の日本語教室では対応しきれないという声も聞こえてきます。

県におかれましては、日本語の確実な習得につながるよう、

日本語教育の質を重視し、有資格者等、指導者の確保・育成を計画的に行っていくとともに、県内のどの地域でも同様の支援、学習機会を得られるよう、市町や関係団体等と連携し、日本語教室の拡充などの環境整備を支援するよう要望します。

また、次に働く世代となる永住者・定住者の子どもたち等に対しては、将来、希望する職に就き、地域で活躍する人材となることができるよう、生活者としての日本語習得に留まらず、学校における日本語教育を充実し、学習言語の習得につなげる必要があります。さらに、日本の学校教育、雇用、社会保障制度等についても情報提供を行い、自らの進学・就職について考える機会を作る必要があります。あわせて、保護者に対しても同様に、子どもの進学・就職に対する理解を深めていく機会を提供していく必要があります。

また、現在検討中の夜間中学も含め、日本語教育の場の創設について検討を進めていく必要があります。

(企業との関わり)

次に、企業との関わりについてであります。

外国人技能実習制度や新たな在留資格である特定技能制度により外国人労働者を受け入れる企業については、これまで時間と費用をかけて実習生等を適切に受け入れている企業がある一方で、その義務を果たしていない企業もあります。新たな在留資格制度は未だ過渡期にあるうえ、監督権限等は国に属するものが多く、企業等に対し、県の責任のみにおいてできることには限りがありますが、国、企業、関係機関等と連携を密にし、少なくとも、県内で働く外国人労働者が適切に受け入れられるよう、動向を注視し、県も積極的に支援する姿勢を示していく必要があります。

また、技能実習制度や特定技能制度に限らず、外国人労働者の雇用を検討する企業は増加していますが、労働環境の整備をはじめ、受け入れに向けた準備や体制が整っていない企業もあります。

県当局におかれましては、外国人労働者が安心して働くことができるよう、企業や経済団体等に対し、外国人労働者の労働環境の整備や労働関係法令の遵守に加えて、企業における日本語教育の必要性についても、周知・啓発を行うよう、

要望します。

特に、企業等における日本語教育においては、日本独特の企業文化や職場マナーなどの社会人としてのスキルと、仕事に最低限必要な日本語の両方を短期間で習得できるよう組み合わせた「働くための日本語教育」を、時機を逸することなく行う必要があると考えますので、企業や経済団体等へ導入の働きかけを行っていくことについても要望します。

(県の支援体制の強化・拡充)

最後に、県の支援体制の強化・拡充についてであります。

外国人住民等の直接の相談窓口として、令和元年8月、みえ外国人相談サポートセンター「M i e C o (みえこ)」が設置され、多言語での相談対応が行われています。本年1月末の時点で、前年同期間の3倍を超える332件の相談が寄せられていることから分かりますとおり、そのニーズは高く、今後、外国人労働者の増加に伴い、機能を充実させていく必要があります。

将来的には、外国人労働者の対応に新たに取り組む市町の

初期支援や外国人労働者を雇用したいと希望する企業の相談対応を行うなどの機能も期待されることから、随時適切な人員配置・予算措置を行うとともに、利用者のニーズを把握し、例えば相談者が来訪しやすい休日や夜間の相談対応等についても検討されるよう、要望します。

また、国、県、市町、外国人労働者の支援に携わる団体、企業等と共に、M i e C o（みえこ）を中心としたネットワークを構築し、互いに情報を共有し、支援の輪を広げていくよう、要望します。

あわせて、庁内においては、外国人労働者について、多文化共生、教育、福祉などのいわゆる生活者支援の視点をもつ部局と、各種産業、雇用などの産業人材としての活用の視点をもつ部局が連携し、組織横断で施策を進めていく必要があります。県では既に、「外国人材の受入れ・共生に関する三重県庁内調整会議」等も設けられています。今後はこれら会議等における情報共有に留まらず、各分野で抱える課題について、さまざまな視点から議論し、解決に向けた県としての取組方針を決定し、実行に移すことができる組織体制の構築

を行うよう要望します。

さらに、外国人労働者を受け入れる側である県民や企業等に向けては、外国人労働者が地域の担い手として欠かせない存在になりつつあるという県内の現状についての周知・啓発を行うとともに、互いの文化や風習等への理解を深めるための交流促進事業を充実し、多文化共生の意識を醸成していくことも重要です。

また、外国人労働者支援にかかる取組は人材の育成や体制づくり等、その多くは「人」の力を必要とするものでありますが、継続して支援を行っていくために必要となる予算についても、引き続き国事業や各種助成制度等を活用し、確保していく必要があります。

【Ⅲ 結語】

少子化、高齢化による担い手不足、人口減少が続くと予想される中、三重県は以前から外国人の永住者・定住者が多く、また、製造業等が盛んな地域であるということを鑑みれば、県内で働く外国人労働者は今後も確実に増加することが見

込まれます。

それらすべての外国人労働者を仲間として受け入れ、共に暮らし、働き、お互いに理解しようと歩み寄ることができれば、地域社会に好循環が生まれ、自ずと外国人労働者から選ばれる三重になると考えます。そしてこれは、SDGsの理念である「『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現にもつながる姿であると考えます。

改めて申し上げますが、外国人労働者の支援にあたっては、これまで県が培ってきた多文化共生の視点が重要ですが、外国人労働者も地域の担い手であるという認識のもと、産業政策のひとつとして戦略的に取り組むべき課題であることにも留意する必要があります。

県当局におかれましては、三重で暮らす外国人労働者が地域社会に欠かせない存在となり、地域の担い手として活躍できるよう、グランドデザインを描き、近い将来、それが実現されるよう、県全体で取組を進められるよう要望して、本委員会の報告といたします。